

茨木市立コミュニティセンターにおける各種活動にあたってのチェックリスト  
～ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止を踏まえた対応 ～

令和2年6月24日  
一部改訂 令和2年9月28日

茨木市立コミュニティセンターにおいて、各種活動にあたっては、茨木市立コミュニティセンターの利用に関するチェックリストに加え、活動毎に示す全ての項目を守っていただいた上で、コミュニティセンターをご利用いただきますようお願いいたします。

また、それぞれの活動を再開されることも大切なことではありますが、ご自身への感染を回避するとともに、他の人に感染させないように徹底し、施設の管理者や利用者の皆さまの生命を守ることが一番大切なことですので、その趣旨を十分にご理解いただき、施設のご利用をお願いいたします。

なお、この茨木市立コミュニティセンターにおける各種活動にあたってのチェックリストについては、今後の国・府における動向をはじめ、感染状況や利用状況、また、施設管理者や利用者からの提案、創意工夫した感染対策などを踏まえつつ、必要に応じて追加・改訂等を行いますので、気を緩めることなく、感染予防にご協力いただきますようお願いいたします。

■参加者の安全確保【各活動分野共通】

◆発熱・その他風邪などの症状がある方は来館を控える

- 息苦しさ、強いだるさ、咳、のどの痛みなどの症状はないか
- 来館前に検温を行い、37.5度以上、又は、平熱比1度超過の発熱はないか
- 過去2週間以内に感染が拡大している国・地域への訪問歴がないか
- 主催者及び参加者の氏名及び緊急連絡先（名簿作成等）を把握しているか
- 「大阪コロナ追跡システム」や「接触確認アプリ（COCOA）」を活用した施設利用ができるか※2

※1 主催者は、参加者に対して、名簿を作成する目的（施設の利用者が感染者と判明した場合の接触者の把握や感染拡大を防ぐ等）や利用（必要に応じて公的機関に提供すること）を事前に周知した上で、同意を得て名簿を作成してください。

※2 「大阪コロナ追跡システム」は、施設の利用やイベント参加の際、利用者が携帯電話等のカメラ機能でQRコードを読み取り、利用者のメールアドレスを大阪府に登録し、同じ日に登録された方が、後日、新型コロナウイルスへの感染が判明した場合、施設の規模に応じて、大阪府から施設等の利用者にもメールで注意喚起のお知らせが届くものです。

「接触確認アプリ（COCOA）」は、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（Bluetooth）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができる厚生労働省が提供するアプリです。ただし、スマートフォン等の端末をお持ちでない方などは、登録等ができないことから、当該システムの活用の有無に関わらず、施設を利用する場合は、利用者（主催者）において、参加者の氏名及び緊急連絡先（名簿の作成等）を必ず把握していただく必要があります。

## 【体操・ヨガ等に関するチェックリスト】

### ■基本的な感染症対策

最低限、人と人が接触しない程度の間隔を確保すること※3

※3 更衣室使用時を含めた練習前後、練習中の配列、集合、待機などの際にも、参加者同士の一定の間隔（1 m）を確保してください。参加者は、できるだけフェイスシールドなどを着用するなど、適切な飛沫感染対策を講じてください。ただし、熱中症などを考慮し、フェイスシールドなどを着用しない場合は、十分な間隔（1 m以上）を確保してください。

利用人数は、各部屋の収容定員の100%以内の参加人数にすること※4

※4 収容定員の100%以内としても、人と人との十分な間隔（1 m）を確保した上での参加人数としてください。活動にあたっては、引き続き、主催者の適切な判断と感染対策を工夫してください。

当面の間は、人と人が触れ合う又は組むなどの練習は中止すること

練習中において大きな声を出すことや近距離での会話を避けること

練習前後は、マスクを着用※5するとともに、咳エチケットを徹底すること

※5 マスク着用が確認でき、マスクを持参していない者がいた場合は、主催者側で配布し、着用率100%を担保してください。また、マスクを着用して活動（特に運動を伴うもの）を行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があるため、活動中又は苦しくなった場合は、十分な間隔（1 m）を確保した上で、マスクを外して休憩してください。（主催者等（参加者）が適切に判断）。

こまめな手洗い、手指消毒を徹底すること

部屋のドアノブ、窓の開閉など複数の者の手が触れる箇所を適宜消毒すること

体操・ヨガ等の練習に必要な用品等を使用した場合は、その都度、消毒すること

活動実施前後の交流を自粛すること（施設内で交流せず速やかに帰宅）

※上記項目を一つでも履行できない場合は、利用を自粛してください。

### 【参考】

国・府の通知等、公益社団法人日本体操協会のガイドライン等